

植物工場 夢ふうせん 就労継続支援A型事業運営規程

(事業の目的及び運営の方針)

- 第1条 株式会社エムリンクオホーツクが開設する植物工場夢ふうせん
(以下「事業所」という)が行う就労継続支援A型の事業(以下「事業」という)において、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されることが困難な利用者で雇用契約に基づき就労することが可能である者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 前2項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

- 第2条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称
植物工場 夢ふうせん
- (2) 所在地
北海道紋別市元紋別11番4の3

(従業者の職種、員数及び職務内容)

- 第3条 事業に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人(常勤)
事業所の管理・運営を行う。
- (2) サービス管理責任者 1人(常勤)
利用者の個別支援計画の策定・評価、サービス提供全体の管理を行う。
- (3) 生活支援員 2人(常勤)
就労に向けて、日常生活の指導を行う。
- (4) 職業指導員 1人(常勤)
就労に向けての職業指導を行う。
- (5) 賃金向上達成指導員 1人(常勤)
賃金向上の達成に向けての支援を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日
月曜日から日曜日までとする。
- (2) 営業時間
午前9時から午後17時30分までとする。

(利用定員)

- 第5条 事業所の定員は次のとおりとする。

- (2) 指定就労継続支援A型事業所の定員は20人とする。

(内容)

第6条 指定就労継続支援A型の内容は次のとおりとする。

- (1) 雇用契約の締結による就労機会の提供
- (2) 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
- (3) その他の必要な支援
- (4) 本事業所とは別の場所で行われる企業実習等への支援
- (5) 一定期間利用がなかった場合に当該利用者の居宅を訪問して行う相談援助
- (6) 在宅支援の実施

(利用者から受領する費用の額)

第7条 事業者は、指定障害福祉サービスを利用した際は、利用者から指定障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業者は、法定代理受領を行わない指定障害福祉サービスを提供した際は、利用者から指定障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けるものとする。

3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用 1食あたり500円
ただし食事提供体制加算対象者については、食材料費のみの負担とし、1食当たり200円とする。
- (2) 日用品費等その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、利用者負担させることが適当と認められるものの実費
- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、あらかじめ利用者に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、利用者に対し、当該費用に係る領収書を交付するものとする。

(利用者負担額に係る管理)

第8条 事業所は、利用者の依頼を受けて、利用者が当該利用者が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限月額を超える時は、事業所は当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者へ通知するものとする。

(生産活動の内容並びに利用者の労働時間、賃金等)

第9条 事業所で行う生産活動は、次のとおり。

- (1) 野菜の栽培
- (2) 野菜の加工、販売
- (3) 栽培、販売に関わる事務作業等

2 第6条1項に定める雇用契約を締結する利用者の労働時間は次のとおり。

日曜日～金曜日 9時～16時の6時間以内の範囲で

利用者の個別の状況を勘案し、雇用契約書を取り交わし決定する。

3 生産活動に従事した場合に支払う賃金等は次のとおり。

労働基準法(昭和22年法律第49号)及び最低賃金法(昭和34年法律第137号)

その他関係法令及び別に定める賃金支給規定に基づき、賃金を支払うものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 当該障害福祉サービスの提供を受けるに当たっては、利用者は生活のルールを守り、適切な設備利用に努めるものとします。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の実業の実施地域は、紋別市、滝上町、興部町、湧別町、遠軽町、佐呂間町、北見市、とする。

(主たる対象者の障害の種類)

第11条 事業の主たる対象者とする障害の種類は次のとおりとする。
知的障害者、身体障害者、精神障害者 及び難病等対象者

(感染症の発生及びまん延の防止)

- 第12条 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的
に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
2 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
3 従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修
並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的
に実施する。
※但し、3年間(2024年3月末迄)の経過措置を設ける。

(業務継続計画)

- 第13条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に
実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開(以下「業務継続計画」という。)
を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を
定期的
に実施する。
定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。
※但し、3年間(2024年3月末迄)の経過措置を設ける。

(非常災害対策)

- 第14条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、
定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
2 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(緊急時における対応方法)

- 第15条 当該事業の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やか
に医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止のための措置)

- 第16条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備
を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
2 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、
委員会での検討結果を従業員に周知徹底する。

(身体拘束等の適正化)

- 第17条 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況
並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
2 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的
に開催するとともに、
その結果について、従業員に周知徹底を図る。
(令和3年度は努力義務化、令和4年度は義務化)
3 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
(令和3年度は努力義務化、令和4年度は義務化)
4 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施する。
(令和3年度は努力義務化、令和4年度は義務化)

(適切な職場環境維持)

- 第18条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は
優越的な関係を背景とした言葉であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
により従業員の就労環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な
措置を講じる。

(苦情解決)

- 第19条 提供した指定就労継続支援A型に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情を受けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した指定就労継続支援A型に関し、規程により都道府県または市町村が行う報告、若しくは文書その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労継続支援A型事業所の設備若しくは帳簿書類その他、物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにかんする限り協力するものとする。

(従業者の研修)

- 第20条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおりもつけるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1)採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2)継続研修 年1回

(その他運営についての重要事項)

- 第21条 事業所は、利用者に対し適切な指定就労継続支援A型が提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 事業者は、利用者に対する指定就労継続支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定就労継続支援を提供した日より5年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社エムリンクオホーツクと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

1. この規程は、令和元年8月から施行する。
2. 一部改訂 令和3年4月1日(感染症の発生及びまん延の防止、業務継続計画、感染症の発生及びまん延の防止、身体拘束等の適正化、適切な職場環境維持等追加)
3. 一部改訂 令和5年4月1日(在宅支援の実施、生産活動の内容並びに利用者の労働時間、賃金等追加)